

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

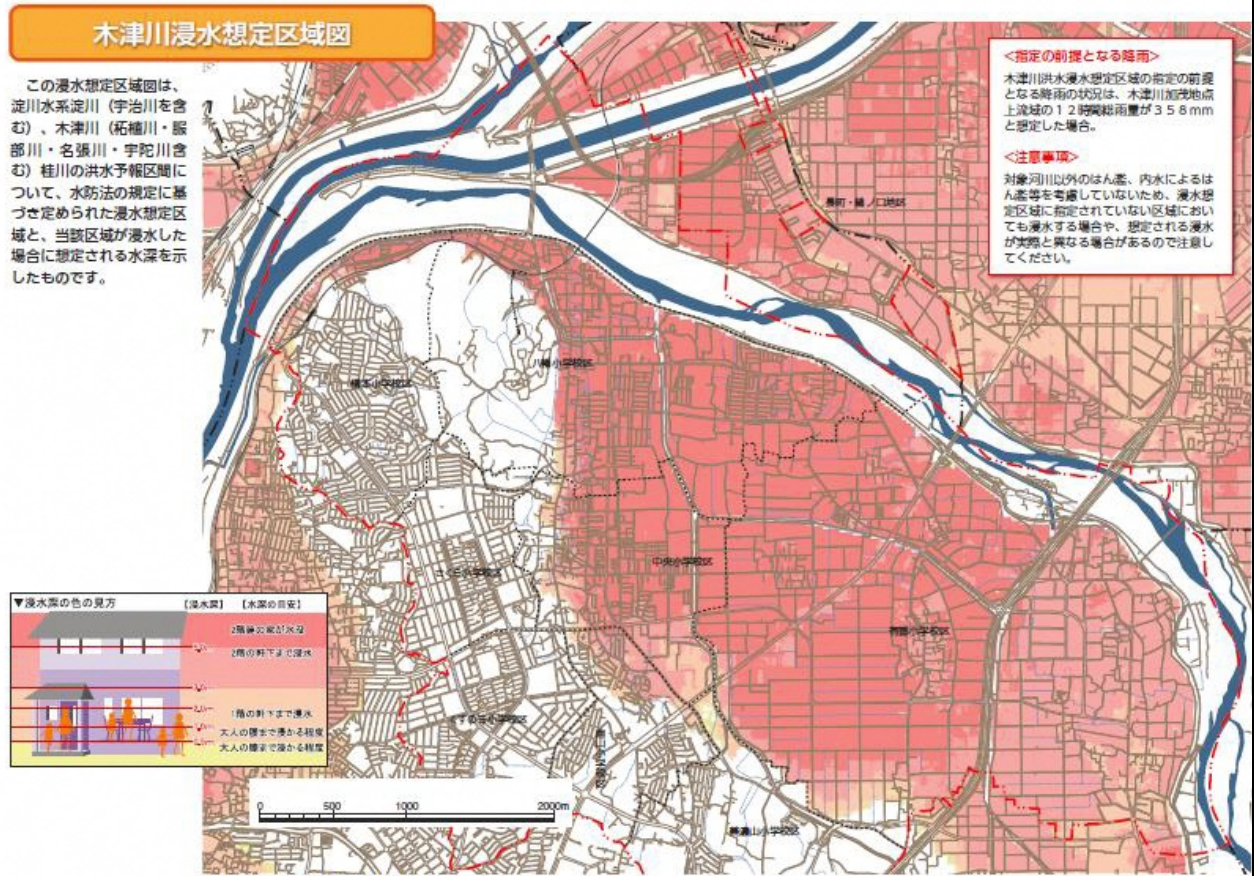
① 風水害

ア) 洪水

八幡市（以下、本市という。）の災害記録をみると、本市の歴史は洪水との闘いの歴史と言われているように、古くから水害に悩まされてきた。

地形は西部に古生層からなる男山丘陵と、東部に広がる沖積層からなる平野部に分けられ、特に、淀川（桂川、宇治川）と木津川の三川の合流する地点は風光明媚な景観ではあるが、幾たびかの灌漑・浚渫工事が繰り返されるなど、水害を少しでも軽減しようと懸命の努力が行われてきた。

ハザードマップによれば三川合流部の木津川沿い5.8 kmで決壊すると、平野部で約5.0メートル以上の浸水に見舞われると想定されている。直近の平成25年9月に襲来した台風18号による水害では、最高水位11.25m（内水）、16.36m（外水）、浸水面積205ha、床下浸水戸数856戸と、甚大な被害が発生した。

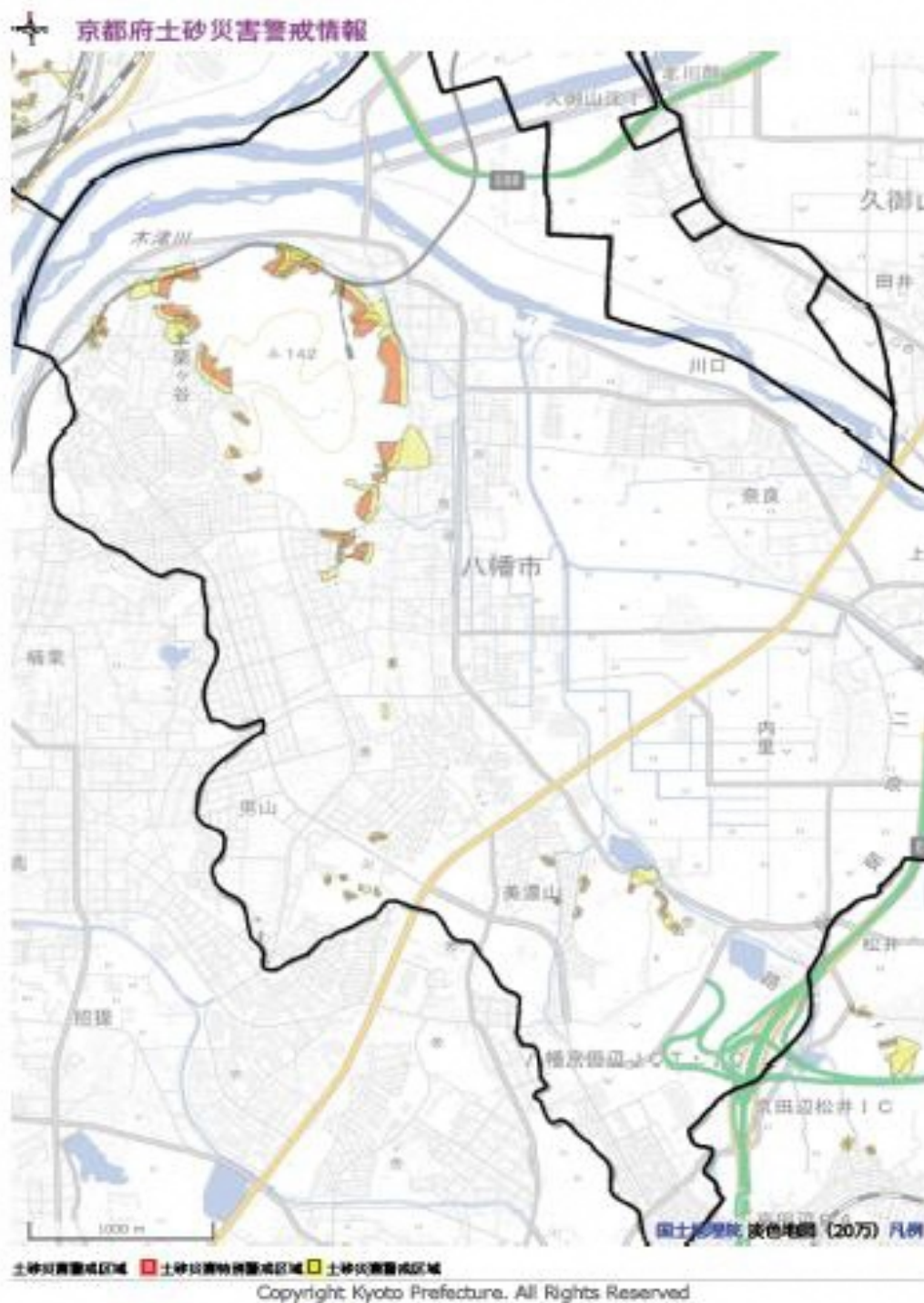


【資料出所：防災ハザードマップ（平成30年改訂 八幡市役所）】

イ) 土砂災害

当市北西部に位置する男山丘陵は、標高 140m の山頂がある丘陵地と、その稜線続きとなる平坦山地から形成されている。

丘陵東端の急崖は直線状、傾斜角 40 度前後の断層崖と推定されている。これらの崖下には民家が集中し、急傾斜地崩壊危険個所に指定されるなど土砂災害による被害の恐れが想定されている。



【資料出所：京都府土砂災害警戒情報 土砂災害マップ】

② 地震

東海沖から四国沖にかけての領域を震源とする南海トラフ巨大地震は、今後30年以内にマグニチュード8～9クラス規模の発生確率が70%～80%とされ、京都府において国が用いた南海トラフ巨大地震のデータをもとに府独自に収集した地質データ等を追加し推計したところ、当市の最大震度は6強と想定されている。

また、当市周辺において影響のある断層である有馬・高槻断層が震源地となった場合は、最大で震度7の揺れに襲われると想定され、さらには上記二つの地震に伴い、当市の大部分で地面の液状化現象の危険度が高いと想定されている。

＜被害状況の想定結果＞

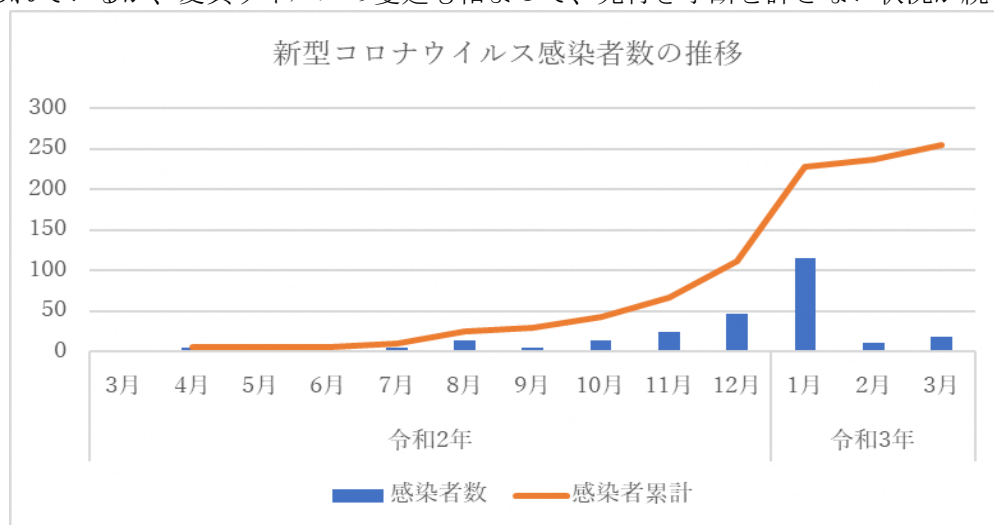
地震・断層名		南海トラフ巨大地震	有馬・高槻断層による地震
最大予想震度		6強	7
マグニチュード		8～9	7.2
人的被害	死者数(人)	20	260
	負傷者数(人)	340	2,410
	重傷者数(人)	40	320
	要救出者数(人)	110	1,360
	短期避難者数(人)	—	23,390
建物被害	全壊(戸)	480	5,370
	半壊・一部損壊(戸)	—	6,440
	焼失建物(戸)	450	760

【資料出所：防災ハザードマップ（平成30年改訂 八幡市役所）】

③ 感染症

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。足元では、令和元年末から中国に端を発した新型コロナウイルスによる感染症が、令和2年の年初から世界的に大きな拡大を見る中で、我が国においても全国的に急速な蔓延と、繰り返し襲来する感染の波により、緊急事態宣言が令和3年4月末現在で3回も発出されるなど、国民の生命、健康だけでなく、社会・経済に多大な影響を及ぼしている。

当市においても令和3年3月末時点で累計255人の感染者が発生している。ワクチンの開発・接種が進められているが、変異ウイルスの蔓延も相まって、先行き予断を許さない状況が続いている。



【資料出所：八幡市役所のデータを基に八幡市商工会作成】

(2) 商工業者の状況

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況）
建設業	156	128	市内に広く分散している
製造業	161	142	市東部や国道1号線沿いに多い
運輸・通信業	86	58	市東部や国道1号線沿いに多い
卸売・小売業	467	310	市内に広く分散している
金融・保険業	14	9	市街地に多い
不動産業	31	11	市街地に多い
飲食店・宿泊業	147	110	市街地、国道1号線沿いに多い
サービス業	249	229	市内に広く分散している
その他	114	92	

※小規模事業者数は「卸売・小売業」、「飲食店・宿泊業」、「サービス業」は従業員5人以下
「製造業」、「建設業」、「運輸・通信業」は従業員20人以下

【資料出所:平成31年3月 事業所統計を基に八幡市商工会作成】

(3) これまでの取組

① 当市の取組

ア) 各種計画の整備

八幡市地域防災計画、八幡市国土強靱化地域計画及び八幡市国民保護計画等の策定及び修正

イ) 防災訓練への参加及び支援等

京都府総合防災訓練に参加するとともに、シェイクアウト訓練の実施や自治会等が計画する消防・防災訓練への支援などの実施

ウ) 出前講座

八幡市の防災上の特性、ハザードマップの活用法、自治会タイムライン・マイタイムライン策定及び避難所運営等に係る出前講座を行い、防災意識の高揚及び防災知識の向上を図る。

エ) 防災のための備蓄

○当市としての備蓄

避難所となる各学校等に防災倉庫を準備するとともに、災害時の初動に必要な物品を備蓄
また新型コロナウイルス感染症対策として、段ボール間仕切り、段ボールベッド、プライベートテント、体温計、マスク、空気清浄機などを準備

○小規模事業者及び家庭等での備蓄

広報誌、出前講座、防災情報発信アプリケーションなどを使用して情報を発信し、小規模事業者及び家庭等における発災当初に命を守るために必要な備蓄を啓発

オ) 防災協定

医療救護、広域連携、災害復旧、水道、物資供給、輸送協力及び福祉避難所開設等の業務を円滑に実施するための防災協定を締結するとともに、それらの拡充を図る。

カ) 感染症対策

○当市感染者情報の収集・把握。ホームページ等により周知

○当市小規模事業者に対する支援（相談窓口の開設、給付金支給等）

・八幡市事業継続支援金、八幡市おうえん給付金、八幡市おうえん飲食券事業 等

② 八幡市商工会（以下「当会」という。）の取組

ア) 地域防災情報等に関する情報の周知

国、京都府、八幡市からの防災情報や中小企業基盤整備機構の事業者BCP情報等を、適宜、会員事業者へ情報提供（チラシ同封サービス事業を活用）

イ) 山城地域ビジネスサポートセンター（※）との共催により、BCPセミナーを開催（令和3年2月26日）（※広域で小規模事業者を支援するため、近隣4市町の商工会で構成。9ページの体制図参照）

- ウ) 京都府共済協同組合等と連携した共済・損害保険の加入促進
京都府共済協同組合の代理店として勧誘・手続き等の代行を行うとともに、損害保険金等の
収納事務等を代行。会員に対する退職・貯蓄共済等手続き代行、サービス提供 等
- エ) 八幡市シェイクアウト訓練への参加
八幡市が実施するシェイクアウト訓練に参加し、商工会職員の防災意識の向上を図る。
(令和2年6月17日)
- オ) 感染症による経営対策
相談窓口の開設、コロナ禍影響調査の実施(八幡市と共同事業)、会費の徴収猶予 等

II 課題

現状では、当会において危機管理マニュアル等の災害等発生時に対応する指針・方策等が未整備である。また、会員等の小規模事業者に対して、災害リスク等に関する情報提供をするに止まっており、指導・助言できる程度の知識やノウハウを有する職員が不足している。

当会において当市と災害発生に際して小規模事業者被災状況の情報を共有するマニュアルがなく、その都度の対応に止まり、当会と当市の間で、即応的・効果的な支援の連携ができていない。

感染症対策に関して、マスク・消毒液等の備蓄が充分ではない。また、感染症拡大が一定の収束を見た後には、小規模事業者においても「with コロナ」、「新常态(ニューノーマル)」へ対応していく必要があり、「働き方改革」の動きに合わせて、在宅勤務やテレワーク等が必然化していく中で、当会においても知見を蓄えながら事業者支援に努めていくことが要請される。

III 目標

- ・当市と当会において、災害発災時の連絡・情報共有を円滑に行うための体制を構築するとともに、小規模事業者に対する復旧支援等の対策を検討する場を設定する。
- ・当市と当会において、当市内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを十分に認識いただけるよう、また、リスクに合わせた事前対策の必要性の周知とともに、事業継続計画(BCP)策定の意義の啓発を図る。
- ・そのために当会においては、損害保険会社等の外部専門家と連携しセミナー等を開催することで、会員を始めとした当市内小規模事業者のBCP策定の推進を図る。
- ・当会においては災害発生後、当市と連携して速やかな復興支援策が立案できるよう、人材の育成(知識やノウハウを身に付ける)を図る。
- ・当会においては巡回や窓口において、「リスクチェックシート」(全国商工会連合会作成)等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入勧奨や、保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

【成果指標(計画終了後まで)】

商工業者数	小規模事業者数	事業継続力強化計画等の事業者BCP	
		現状策定者数	目標策定者数
1,425	1,089	2	30

・その他

上記内容に変更が生じた場合には、当市と当会は速やかに京都府に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年10月1日～令和8年9月30日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当市と当会の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

- ・令和3年4月に改訂した「八幡市地域防災計画」や令和2年6月に策定された「八幡市国土強靱化地域計画」、及び令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の拡大に係り、京都府及び全国商工会連合会の方針等に基づき策定された「京都府商工会連合会 新型コロナウイルス商工会職員感染症等の対応・業務継続マニュアル」等について、本計画との整合性を柔軟に合致させながら、多発する自然災害や事故、感染症など様々な経営リスクから小規模事業者を守り、事業継続を支援する。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

ア) 当市の取組

八幡市の過去に起きた災害、防災上の特性などを広報紙、出前講座、防災情報発信アプリケーション及び自治会等が実施する消防・防災訓練の場を通じて周知するとともに、自治会等が策定するタイムライン、家庭で策定するマイタイムライン策定の場などを通じて災害リスクの周知に努める。

イ) 当会の取組

- ・商工会のホームページやチラシ同封サービス企業（ダイレクトメール）等により、国や京都府・八幡市の施策紹介資料、リスク対策として損害保険や共済制度の紹介資料の情報発信を行う。
- ・商工会の経営支援員が窓口や巡回の指導等において、ハザードマップを用いながら、事業所が立地する場所で想定される被害等、及びその影響を軽減する対策（災害の備え、損害保険や共済制度等）を説明する。
- ・保険会社の専門家によるセミナーや講習会等を開催し、事業継続強化の機運を醸成するとともに、専門家とともに、事業者のBCP策定（簡易版を含む）を支援する。
- ・新型コロナウイルス感染症に対しては、事業者に対して業種別ガイドラインに基づく感染症拡大防止支援のため、京都府テレワーク推進センターや外部コンサルタント等と連携し、テレワークやリモート会議等実施の啓発に努める。
- ・職員のICTリテラシー向上のため、職員研修等に積極的に参加させる。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和4年3月までに危機管理マニュアルを策定／令和5年度中に事業継続計画を策定予定

③ 関係団体等との連携

- ・当会は損害保険会社、京都府商工会連合会（以下「府連合会」という。）等に外部専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした啓発セミナーを開催する。特に、感染症対策に関しては、収束時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策のため、各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など付帯するビジネス総合保険等）の紹介を行う。
- ・当市と当会は関係団体と連携し、啓発ポスターの掲示やセミナー等を開催し、事業継続力強化計画の啓発を図る。セミナーには商工会や市の職員も出席し、資質向上に努める。

④ フォローアップ

- ・定期的に事業者BCP策定の取組状況の確認を行うとともに、当市と当会の担当部署間で定期的な情報交換や協議を行う場を設定する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・当会は、当市の防災訓練やシェイクアウト訓練に参加するとともに、当市の防災訓練の想定する自然災害（地震、洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、当市や府連合会との連絡ルートの確認等を行う。

2 発生後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもないが、その上で、下記の手順で被災地区の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発生後 5 時間以内に職員の安否確認を行う。（ショートメールや SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋倒壊や道路状況等）等の情報を、当市と当会及び府連合会で共有する。
- ・事務所でウイルス等の感染者が発生した場合は、保健所の指示等に基づき職員の体調確認や濃厚接触者の特定、事務所の消毒を行う。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく「緊急事態宣言」が発令された場合には、当会は当市及び府連合会の指導に基づき、所要の対応を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・当市と当会の間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により当会で応急対策ができない場合は、当市と相互の役割分担を決める。
- ・下記の被害規模の目安を基に、当市内の大まかな被害状況を確認する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・当市内商工業事業者の約 10%程度（約 100 件）の事業所で、「窓ガラスが割れる」「瓦が飛ぶ」など、比較的軽微な被害が発生している。・当市内商工業事業者の約 1%程度（約 10 件）の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が出ている。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは交通網の遮断がなされており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・当市内商工業事業者の約 1%程度（約 10 件）の事業所で、「窓ガラスが割れる」「瓦が飛ぶ」など、比較的軽微な被害が発生している。・当市内商工業事業者の 5 件程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が出ている。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

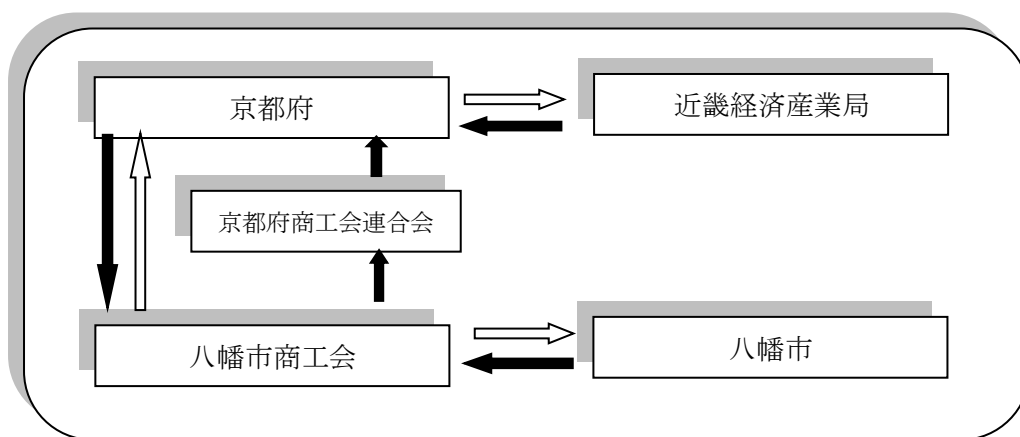
- ・本計画により、当市と当会及び府連合会とは以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日 2 回共有する
1 週間～4 週間	1 週間に 2 回共有する
4 週間以降	必用に応じて随時共有する

- ・当会は、感染症情報等については、当市のホームページ等の情報を適宜閲覧する。

③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・当会は、自然災害等発生時に当市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当市と当会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・被害状況等の当会と当市が共有した情報や、感染症の場合に国や都道府県からの情報・方針に基づき共有した情報は、京都府の指定する方法で当会または当市から京都府に報告する。



④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する当会の支援

- ・当会は、相談窓口の開設について、当市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・当会は、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・当会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や京都府、当市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・当会は、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の情報提供や相談窓口の開設等を行う。

⑤ 地区内小規模事業者に対する当会の復興支援

- ・当会は、当市、京都府、府連合会の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・当会は、被害規模が大きく当会職員及び関係機関の職員等の対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を当市、府連合会、京都府に相談する。

⑥ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、当市と当会は速やかに京都府に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

区 分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
必要な資金の額 (※)	500	250	350	250	600
専門家派遣費	100	100	100	100	100
講習会・セミナー 開催費	100	100	100	100	200 (成果報告会)
パンフ・チラシ等 作成費	100	0	100 (改訂版)	0	200 (成果報告書)
防災・感染症対策 費	200	50	50	50	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

京都府補助金、八幡市補助金、商工会会費、その他 (手数料、特別会計収入等)

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・該当なし
連携して実施する事業の内容
・該当なし
連携して事業を実施する者の役割
・該当なし
連携体制図等
・該当なし